



令和7年度 矢掛町の高齢者福祉【主なもの】

項目		金額等(円)	内容等
福祉介護課			
シルバーカード	手数料	無料	申請により65歳以上の方に交付
老人福祉センター	利用料	無料	65歳以上の集いの場(マッサージ器利用、教養趣味講座)
地域福祉バス	利用料	無料	各地区運行の無料バス(週2回)
福祉タクシー助成事業	年間助成額	最大12,000	65歳以上で運転免許証を持っていない方(月額1000円分)
ねたきり老人等介護手当支給事業	年間手当額	120,000	6カ月以上在宅で寝たきりの方を看護・介護する家族へ手当支給(月額10,000円)
緊急通報装置設置事業	利用料月額	900	設置費用の一部及び利用料の2分の1を助成
緊急通報装置設置事業(センサー付)	設置費	2,500	自宅に緊急通報装置等 を設置し、緊急時の通報、 かけつけ要請などの対応 を行います。 
	利用料月額	900	
高齢者住宅改造助成事業	助成額	333,000	介護保険の住宅改修を利用後に申請可能(工事費の3分の2を助成、上限333,000円)
補聴器購入費助成事業	助成額	30,000円(課税) 50,000円(非課税)	65歳以上の方で、補聴器相談医により補聴器の必要性が認められる方(聴覚障害による身体障害者手帳を所持している方を除く。助成は1人1回まで)
満100歳お祝い訪問	祝金	50,000	満百歳を迎えられる方のお祝い訪問
介護保険のサービス	負担割合	1割、2割、3割 (上限あり)	要支援、要介護の認定を受けた方
介護保険の住宅改修	助成金	上限200,000円 自己負担あり	要支援、要介護の認定を受けた方
地域包括支援センター	利用料	無料	介護・介護予防・認知症等の相談 高齢者等への虐待に関する相談・対応
小型GPS内蔵靴購入費補助事業	助成額	購入費の1/2 上限20,000	要支援1以上で認知症の診断がある方
家族介護用品支給事業	年間助成額	60,000	おしめの利用券(月額5,000円まで) ★申請は社会福祉協議会へ
配食サービス事業	年間助成額	45,760	高齢者のみの世帯で調理が困難な人に 一食あたり220円を助成(週4食まで)
成年後見制度利用支援事業	助成額	一部助成	申立費用や後見人等の報酬の一部を助成
介護予防ケアマネジメント	利用料	無料	要支援等の認定を受けた方のサービス利用計画を作成

【問い合わせ先】矢掛町役場 ☆福祉介護課 Tel82-1026

令和7年度 矢掛町の障がい福祉【主なもの】



項目	金額等(円)	内容等
支援が必要になったとき		
身体障害者手帳	視覚・聴覚・言語・肢体・内部障がい（腎臓・心臓など）がある方に交付される手帳で、等級はⅠ級（重度）からⅥ級（軽度）に区分されます。	
療育手帳	知的に障がいのある方に交付される手帳で、程度により、A（最重度・重度）・B（中・軽度）に区分されます。	
精神障害者保健福祉手帳	統合失調症やうつ病など精神疾患のある方に交付される手帳で、等級はⅠ級（重度）からⅢ級（軽度）に区分されます。	
障害者手帳を取得したら		
障害福祉サービス	負担割合	Ⅰ割（上限あり）ヘルパーによる家事援助や一般就労を希望する方へ就労に必要な訓練を行うなどのサービス
障害児通所サービス	負担割合	Ⅰ割（上限あり）発達に障がいのある児童が事業所に通い、個別支援（療育）が受けられるサービス
補装具	自己負担額	Ⅰ割（上限あり）義肢、補聴器、車いす など
日中一時支援事業	自己負担額	原則Ⅰ割介護者の一時的な負担軽減や休息のための日中預かりサービス
移動支援事業	自己負担額	原則Ⅰ割単独で外出することが困難な方に対し、ヘルパーによる外出支援
地域活動支援センターⅢ型事業	自己負担額	原則Ⅰ割当事者やその家族同士の交流や社会との交流を図る居場所としての事業
自動車免許取得・改造費助成	助成額	上限 100,000 身体または知的に障がいのある方に、免許取得に要する費用の2/3を助成
		上限 100,000 身体に障がいのある方に、車の操行装置や駆動装置の一部の改造費用に対し助成
日常生活用具給付等事業	自己負担額	原則Ⅰ割紙おむつ、ストマ装具 など
住宅改修費助成事業	助成額	上限 200,000 在宅で下肢・体幹に障がいがある方へ手すりやスロープ設置などの改修工事費を助成
福祉タクシー助成事業	年間助成額	24,000 身体Ⅰ・Ⅱ級、療育A又は精神Ⅰ級を所持している方（月額2,000円分）
配食サービス事業	年間助成額	45,760 障がい者のみの世帯で調理が困難な方に、一食あたり220円を助成（週4食まで）
ねたきり老人等介護手当支給事業	年間手当額	120,000 6カ月以上在宅で寝たきりの方を看護・介護する家族へ手当支給（月額10,000円）
難病者等給付金	年間支給額	48,000 町に1年以上居住し、人工透析を受けている方や難病の方に対して支給（要受給者証）
通所奨励金	日額支給額	200 就労継続支援A・B型、地域活動支援センターⅢ型に通う方に対し、1日につき200円を支給
心身障害者扶養共済加入補助	助成額	掛金の1/2 心身障害者扶養共済加入者への掛金助成
難聴児補聴器購入補助	助成額	基準額の2/3 手帳の対象にならない18歳未満の難聴の児童に対し、補聴器の購入費用を助成
自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）	自己負担額	Ⅰ割（上限あり）人工透析や統合失調症などの医療を医療機関で受ける場合、医療費の一部を公費で負担
障害者医療	自己負担額	Ⅰ割（上限あり）身体Ⅰ・Ⅱ級、療育A、身体Ⅲ級かつ療育Bを持つ方、精神Ⅰ級かつ自立支援医療受給者証を持つ方に対し医療費の一部を負担（年齢制限あり）
特別障害者手当	月額	29,590 在宅の20歳以上で日常生活において常時特別の介護を必要とする者に支給される手当
障害児福祉手当	月額	16,100 在宅の20歳未満で日常生活において常時の介護を必要とする児童に支給される手当
特別児童扶養手当	月額	Ⅰ級 56,800 精神又は身体に障がいのある児童を監護している者に対し支給する手当
		Ⅱ級 37,830
ヘルプマーク・ヘルプカード	無料	外見からは分からなくても援助が必要な方のためのヘルプマーク・カードを配付
ほっとパーキングおかやま駐車場利用証	無料	手帳所持者または難病の方が、車いすマークの駐車場に利用できる利用証の交付

注）障害者手帳が交付されていなくても、医師の診断書等によりサービスが利用できたり、給付を受けることができるものもあります。

【問い合わせ先】矢掛町役場 福祉介護課 TEL.82-1026（小田郡矢掛町矢掛3018番地）